

大分県最低賃金 **954 円**9月有効求人倍率 **1.24 倍**

相談専用ダイヤル

携帯・スマホから

0120-601-540

097-532-3040



大分県最低賃金が改定されます

令和8年1月1日から

大分県の最低賃金(地域別)は

1時間 1,035 円

必ずチェック 最低賃金！

使用者も労働者も

9月22日、大分労働局長は、大分県最低賃金(地域別)について、9月4日の大分地方最低賃金審議会の答申のとおり、「**時間額1,035円**」(引上げ額81円)とすることに決定しました。

決定した大分県最低賃金額は、令和8年1月1日から効力が発生し、鉄鋼業などの特定賃金の適用労働者を除く、県内の臨時・パート・アルバイト等を含む全ての労働者に適用されます。

最低賃金額は、正社員、パート、アルバイト等を問わず、大分県内で働くすべての労働者に適用されます。

【お問合せ】

大分労働局労働基準部賃金室(097-536-3215)
またはお近くの労働基準監督署まで！

賃上げに関連した補助金は次頁をチェック！ → → →

大分県最低賃金 改定	P1
R7年度大分県物価高騰対応業務改善奨励金.	P2
R7年度「おおいた働き方改革」推進優良企業表彰.	P3
R7年度大分県永年勤続功労者顕彰.	P3
R7年度ハラスメント対策セミナー.	P4
犯罪被害者の二次的被害防止.	P5
職場のハラスメント撲滅月間.	P5
人権週間.	P6
ハラスメント撲滅集中労働相談.	P6
労政・相談情報センターからのお知らせ.	P7
労委だより(大分県労働委員会)	P8

本誌のweb版はこちらから♪



カラーで見やすい



大分県人権啓発イメージキャラクター こころちゃん

令和7年度

県内事業者の皆様へのお知らせ

R7.9.24

大分県物価高騰対応業務改善奨励金

**業務改善助成金（厚生労働省）に県独自の上乗せ
機器導入等による生産性向上と賃金引上げを行う中小企業等を応援！**

国の業務改善助成金に上乗せして、最大100万円の補助が受けられます！

重点枠を適用することで、補助率・上限額を拡大することができるようになりました。

重点枠については下記【支給額】をご確認ください。

生産性向上のための設備投資や従業員の人材育成・教育訓練による業務の効率化などの取組を行い、事業場内最低賃金を30円以上引上げ、国の業務改善助成金を受給した事業者に対し奨励金を支給します。また、業務改善助成金の申請に必要な事務に係る社会保険労務士等への報酬も奨励金の対象とします。

【対象者】 次の中小企業等が奨励金の対象者となります。

国の「業務改善助成金」の交付額確定を受けた事業者

令和6年4月1日から令和8年1月30日までに交付決定の通知を受け、その後交付額確定の通知を受けている中小企業・小規模事業者（個人事業者含む。）

【支給額】 次に掲げる①+②の金額を奨励金として支給します。

（①業務改善助成金上乗せ分についてはいずれか該当する枠を選択してください）

①-1 通常枠（現行） 業務改善助成金上乗せ分

業務改善助成金（国）における対象経費支出額から助成金を除き、 $1/2$ を乗じた額と奨励金上限額（750,000円）を比較して、いずれか低い方の額を奨励金として支給します。
ただし、奨励金の額は国助成金額の範囲内に限ります。

①-2 重点枠（新設） 業務改善助成金上乗せ分

9月24日受付開始

令和7年4月1日以降に業務改善助成金（国）の申請を行い、**本年度の最低賃金の改定幅を超えて（82円以上）事業場内最低賃金**引き上げた場合の補助率及び補助上限を以下のとおり拡充します！

業務改善助成金（国）における対象経費支出額から助成金を除き、 $2/3$ を乗じた額と奨励金上限額（1,000,000円）を比較して、いずれか低い方の額を奨励金として支給します。
ただし、奨励金の額は国助成金額の範囲内に限ります。

② 社会保険労務士等への報酬費用分

報酬費用の10/10を100千円を上限に奨励金として支給します。

【申請書等提出期限】

①業務改善助成金交付決定報告書：令和8年1月30日

②業務改善奨励金申請書兼請求書：令和8年3月13日

【※1】 ①助成金交付決定報告書には国助成金交付決定通知書等、②奨励金申請書兼請求書には国助成金交付額確定通知書等の写しの添付がそれぞれ必要になります。受け取られた際は大切に保管してください。

【※2】 ②奨励金申請書兼請求書を提出する際は、引上げ前後の賃金額が記載された箇所（事業実施結果報告の賃金状況が記載された箇所等）に「原本に相違ない旨」を記載し、日付、代表者名を記入してください。

【問い合わせ先】

大分県商工観光労働部雇用労働室

TEL 097-506-3354・3353

8:30～17:15（月～金まで、土日・祝日は除く）

（大分市大手町3丁目1番1号 県庁本館7階）

**各種支援制度の情報は
中小企業支援ポータル！**

<https://oita-chusho.jp/>

※ポータルトップページの

「キーワード検索」に

「令和7年度 奨励金 お知らせ」と入力して検索！



令和7年度「おいた働き方改革」推進優良企業表彰

10月6日(月)、県は大分市で開催された「おいた働き方改革」トップセミナーで、働きやすい職場環境に加え、労働時間削減、有給休暇の取得促進、男性の育休取得促進、女性の就業促進などの「働き方改革」に積極的に取り組み、優れた成果が認められた4つの企業を表彰しました。表彰されたのは、日伸建設工業株式会社(杵築市)、新成建設株式会社(大分市)、株式会社平野工務店(別府市)、三浦国土建設株式会社(大分市)です。

この表彰制度は、働き方改革を推進する企業の業績を称え、広く県民に周知することで、「働き方改革」の取組を県内全域に浸透させることを目的として、平成30年度に創設されたものです。受賞企業の皆様には、当日会場に集まった企業経営者等に、各社における働き方改革の取組をご紹介いただきました。

また、企業経営者等に働き方改革への理解をさらに深めていただくため、大分キャノン株式会社の代表取締役社長 増子律夫氏に、「ものづくり企業の働き方

改革 ～働きがい向上と生産性向上の両輪の実現～」をテーマにご講演をいただきました。

増子氏は、大分キャノンのほか、キャノン(株)の専務執行役員、九州内のキャノングループである宮崎キャノン(株)、長崎キャノン(株)の代表取締役会長を兼任し、一体型経営の思想をもとに、ものづくり力のさらなる向上と、社員の育成・働きがい向上に取り組んでおり、今回は大分キャノンが取り組んできた働き方改革の事例などをご紹介いただきました。



(左から)

株式会社平野工務店様、日伸建設工業株式会社様、佐藤知事
新成建設株式会社様、三浦国土建設株式会社様

【お問合せ】大分県商工観光労働部 雇用労働室 労政福祉班 TEL097-506-3327

令和7年度大分県永年勤続功労者顕彰

11月17日(月)、令和7年度大分県永年勤続功労者顕彰式が大分県庁で行われました。

この顕彰は、県内の事業所において、30年以上の永きにわたり職務に精励され、勤務成績が優良で他の模範となる方を知事が顕彰するもので、今年度は、21名の方が顕彰されました。

顕彰された方を代表して、谷川建設工業株式会社の古本 京一さんが「皆様のご期待にそうよう、一層職務に邁進してまいります。」とあいさつしました。

顕彰された方々(敬称略)

穴井 澄子(合資会社 本松屋)	九重町
安部 茂(株式会社 元吉建設工業)	宇佐市
緒方 玉美(有限会社 たかくら緑樹園)	由布市
甲斐 義勝(加藤石油 株式会社)	竹田市
河端 ハツ子(社会福祉法人 九州キリスト教 社会福祉事業団いずみの園ホーム ヘルパーステーション)	中津市
九鬼 啓司(株式会社 城南設備工業)	大分市
釘宮 鉄範(有限会社 下藤石材)	竹田市
古本 京一(谷川建設工業 株式会社)	佐伯市
後藤 清久(八鹿酒造 株式会社)	九重町
佐藤 洋一(株式会社 鳥羽鉄工)	大分市
繁田 瀧子(合資会社 本松屋)	九重町
田代 道生(有限会社 瀬戸電機商会)	別府市

辰巳 光国(河野電気 株式会社)	大分市
田端 喜代文(有限会社 末松自動車)	中津市
西本 和枝(別府ロープウェイ 株式会社)	別府市
藤村 晃一(河津建設 株式会社)	日田市
森 光徳(社会福祉法人 九州キリスト教社会 福祉事業団いずみの園ホームヘルパー ステーション)	中津市
盛田 誠(株式会社 佐伯富士甚)	佐伯市
山森 美智也(株式会社 うるしま運輸)	豊後高田市
吉村 尚之(有限会社 冷熱技研)	大分市
和田 正文(新日本緑地 株式会社)	日田市

(50音順)



当日顕彰式に出席されたみなさん 中央は大分県商工観光労働部長

令和7年度

主催 大分県

ハラスメント対策セミナー

働きやすい職場環境の実現に向けては、職場のハラスメント対策が重要です。このうち、近年社会問題化している、カスタマーハラスメントについては、労働者の就業環境が害されないよう、適切に対応するための体制の整備や被害者への配慮の取組など、対策の強化を行うことが急務であるといえます。

今年度は、「カスタマーハラスメント対策」をめぐる最近の動向と、具体的な対策について濱本弁護士に解説していただきます。

また、今回は初の試みとして、参加者の皆さんから事前に「カスタムに関するお悩み」を募集します！あなたのお悩みに濱本弁護士がお答えするかも！？是非、ご参加ください。



講師 Profile

濱本 高史 氏（弁護士）

昭和60年 1月 広島県広島市生まれ
平成19年 3月 中央大学法学部法律学科卒業
平成21年 3月 東北大学大学院法学研究科
総合法制専攻法科大学院課程修了
平成23年12月 弁護士登録
平成26年 2月 濱本法律事務所開設

2025年12月16日(火) 14:00～16:00 (13:30開場)

参加
無料

会場 大分県労働福祉会館 ソレイユ3階「牡丹」(大分市中央町4-2-5)
※会場定員50名 オンライン(Zoom)参加も可能！

対象 大分県内在住または在勤の方

申込方法 ・電子申請フォーム(右記の二次元コードから)
・申込書(裏面の申込用紙をMailまたはFAXにて)

申込期限 2025年12月5日(金)



お問合せ

大分県商工観光労働部 雇用労働室 労働相談・啓発班
TEL: 097-506-3353 FAX: 097-506-1756
E-mail: a14330@pref.oita.lg.jp

知ってください「犯罪被害者の二次的被害防止」について

●「二次的被害」をご存じですか？

県内でも様々な犯罪が発生しており、誰もが被害者となる可能性があります。被害者やそのご家族・ご遺族は、犯罪による直接的な被害を受けた後も、次のような二次的被害に苦しめられています。

◇周囲の無理解や心ない言動

- ・無責任な噂を流される
- ・配慮のない言動
- ・報道機関による過剰な取材、報道

◇心身の不調

- ・事件、事故に遭ったことによる精神的ショック
(例) 不眠、食欲不振、思考力・集中力の低下

◇経済的な負担

- ・休職、退職、転職などによる収入減
- ・医療費、予期しない引っ越し等の出費

◇犯罪捜査や裁判に伴う負担

- ・警察の事情聴取、裁判所への参加で長時間を要し、精神的苦痛を伴う

●職場で「二次的被害」を発生させないために

犯罪被害者に対する職場の無理解により、「二次的被害」が発生することがあります。職場で「二次的被害」を発生させないためには、次のようなことに配慮が必要です。

- 被害者等の状況を理解する
- 無責任な噂を流さない
- 興味本位の話しかけはしない
- 誹謗中傷をしない
(特にインターネットによる発言に気をつける)
- 出勤できないことを非難しない
- 間違った言葉かけをしない

●事業者のみなさまへ

職場内での犯罪被害者の状況は、

- 仕事が手につかない、職場の対人関係に支障がでる
- 欠勤が続く、会社を休みたいが経済的理由で休めない

◇犯罪被害者がひとりで悩むことのないよう、職場でできる支援を考え、寄り添っていきましょう

- 仕事上での配慮を十分にしましょう
- 偏見を持つことはやめましょう
- 休暇制度について理解を深めましょう

◇被害を軽減・回復するための休暇制度について

○働き方・休み方改善ポータルサイト(厚生労働省)
「特別な休暇制度」ホームページ
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuukaseido/>

●犯罪被害者支援の相談窓口

◇民間の被害者支援団体

公益社団法人大分被害者支援センター

電話相談・面接相談・直接支援(付き添い)
TEL097-532-7711(月～金9:00～20:00※)

◇警察の相談窓口

大分県警察本部 犯罪被害者支援室

TEL097-536-2131(月～金9:00～17:45※)

◇県の相談窓口

大分県県民生活・男女共同参画課

TEL097-534-2062(月～金8:30～17:15※)

※祝日、年末年始を除く

◇各市町村にも犯罪被害者相談窓口があります

【お問合せ】大分県生活環境部 県民生活・男女共同参画課 TEL097-534-2062

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です。

厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくりを勧めるため、集中的な広報・啓発活動を実施しています。

その一環として、2025年12月10日(水)に、「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」をオンラインで開催します。シンポジウムでは、カスタマーハラスメント対策に取り組む業界団体の方から取組事例を紹介していただいたり、パネルディスカッションなどを行います。

【職場におけるハラスメント対策シンポジウム】

日時 令和7年12月10日(水) 13:30～15:15

会場 オンライン配信

内容 行政説明「改正労働施策総合推進法(カスタマーハラスメント対策)について」

業界団体の取組事例紹介「空港グランドハンドリングにおけるカスタマーハラスメント対策について」

パネルディスカッション「企業のカスタマーハラスメント対策の取組事例」

申込 <https://evt-reg.com/no-harassment/>



あかるい職場応援団 HP

検索

あかるい職場応援団 HP <https://www.akarui-joshokusei.jp/>

【お問合せ】大分労働局 雇用環境・均等室 TEL097-532-4025

12月4日～10日は 「人権週間」です

1948(昭和23)年12月10日に「世界人権宣言」が採択されました。これを記念して、国連は12月10日を「人権デー」と、日本では12月4日から10日までの1週間を「人権週間」と定め、様々な人権啓発活動を実施しています。



大分県人権啓発イメージキャラクター
こころちゃん



【こころちゃんの部屋HP】

12月10日～16日は 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」 です

私たち一人ひとりが拉致問題に関心を持つことが、問題解決に向けた力になります。

【7ルーリボンは拉致被害者の救出を
求める国民運動のシンボルです】



【北朝鮮による日本人拉致問題HP】

【コラム】自分とは違う、誰かを想像すること

あなたの利き手はどちらですか？身近に左利きの人はいますか？

日本における左利きの割合は、約10人に1人とされています。左利きにまつわるこんなエピソードがあります。

ある飲食店のスタッフは左利きで、スープを注ぐ時、おたまが使いづらく不便を感じていました。右手で持つと注ぎ口が内側にくる、右利き用のおたまだったからです。このスタッフは、他に左利きのスタッフがないこともあり、注ぎ口のない方や慣れない右手を使いながら、しばらく我慢していたそうです。ある日、思いきって上司に相談したところ、みんなで解決策を考えることとなりました。その結果、利き手に関係な

く使える両側に注ぎ口がついたおたまが導入され、右利きのスタッフにとっても使いやすいと好評だったそうです。

実は、この左利きのスタッフは私で、私自身の体験談です。今思うと、もし私が右利きだったら、左利きの人が不便な思いをしていることに、気づくことすらなかったかもしれません。

自分が多数者側にいると、当たり前で気づかないことが多くあります。左利きだけでなく、車いすユーザー、外国にルーツのある人、同性愛者など、社会にはさまざまな人々が共に暮らしています。自分とは違う誰かのことに思いを寄せてみる。少しの想像とアクションが、誰もが暮らしやすい社会につながる大きな一歩になると思います。

【お問合せ】大分県生活環境部 人権尊重・部落差別解消推進課 啓発班 TEL097-506-3178

「ハラスメント撲滅集中労働相談会」のお知らせ 大分県労政・相談情報センター

令和7年12月12日(金)～14日(日)

「職場のハラスメント撲滅月間」の取組の一環として、上記集中労働相談会を実施します。ハラスメント全般に関する相談のほか、長時間労働、職場の人間関係等さまざまな労働問題についても、ご相談をお受けします。電話相談も可能です。

時 間 12月12日(金) 8:30～20:00
12月13日(土)・14日(日) 9:00～18:00

会 場 大分県庁 本館7階 大分県労政・相談情報センター(雇用労働室内)

※12日(金)の17時15分以降、13日(土)、14日(日)に来所される方は、
県庁本館東側通用口の監視詰所に「労働相談に来た」旨、お伝えください。

相談方法 来所相談

電話相談 スマホ・携帯電話からは TEL097-532-3040

固定電話からは TEL0120-601-540(フリーダイヤル)

秘密厳守

相談無料

予約不要

【お問合せ】大分県労政・相談情報センター TEL097-532-3040

大分県労政・相談情報センターからのお知らせ

大分県労政・相談情報センターの労働相談（12月～1月）

大分県労政・相談情報センターは、働く現場でのトラブルが合理的かつ円満に解決されるよう、中立的な立場で問題点を整理し、労働者、使用者関係なく労働に関することならどなたでも相談が可能
です。なお、事業所等が労働基準法令に違反していると思われる場合は、国の機関である労働基準監
督署にご相談ください。

一般労働相談

労働なんでも相談

出張労働相談

メール相談

労使間のトラブルや疑問などの解決に向けアドバイスします。

相談日 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15
(土日祝日及び12/29～1/3はお休みです。)
相談は来所又は電話によります。

月1回行う出張相談会です。弁護士にも相談できます。

12月18日(木) 場所 豊後大野市中央公民館 視聴覚室
受付 13:30～15:30 (豊後大野市)
1月15日(木) 場所 J:COMビルホール大分 403会議室
受付 13:00～16:00 (大分市)

労政・相談情報センター職員による出張労働相談会です。

12月7日(日) 場所 竹田温泉花水月 1階会議室
受付 10:00～15:00 (竹田市)
1月18日(日) 場所 交流ひろばHiCaLi2階 多目的室1
受付 10:00～15:00 (日出町)

来所・電話相談が困難な場合は、メール相談をお受けしています。

継続相談が必要な場合は、来所又は電話相談になります。
ご相談は、メール相談入力フォームからお願いします
<https://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/rsodan.html> 大分県 労働相談 検索

固定電話（フリーダイヤル）0120-601-540

スマホ・携帯電話 097-532-3040

秘密厳守・相談無料・予約不要

お問合せ

大分県労政・相談情報センター(大分県雇用労働室内)
TEL097-532-3040

主 要 労 働 経 済 指 標												
項目 年月	賃 金 の 動 き						労 働 時 間 の 動 き					
	現金給与総額(円)		定期給与(円)		特別給与(円)		総実労働時間 (時間)		所定内労働時間 (時間)		所定外労働時間 (時間)	
	全 国	大分県	全 国	大分県	全 国	大分県	全 国	大分県	全 国	大分県	全 国	大分県
令和 4年 平均	379,732	317,356	303,496	262,270	76,236	55,086	143.2	146.4	131.0	133.7	12.2	12.7
5年 平均	386,982	320,255	308,436	264,083	78,546	56,172	143.8	144.8	131.7	133.2	12.1	11.6
6年 平均	397,789	331,950	315,351	271,029	82,438	60,921	142.8	144.6	131.1	134.3	11.7	10.3
令和 7年 4月	338,252	290,133	323,962	277,217	14,290	12,916	145.4	147.6	133.4	137.0	12.0	10.6
5月	337,884	294,361	321,399	277,088	16,485	17,273	140.5	143.5	129.2	133.6	11.3	9.9
6月	625,297	488,890	324,349	279,971	300,948	208,919	145.2	147.9	133.9	137.6	11.3	10.3
7月	476,302	420,553	324,962	281,059	151,340	139,494	148.8	149.2	137.2	139.5	11.6	9.7
8月	332,555	289,764	322,452	279,478	10,103	10,286	135.2	134.7	124.6	126.0	10.6	8.7
資料出所	厚生労働省「毎月勤労統計調査」(規模30人以上) (大分県) 県統計調査課「毎月勤労統計調査地方調査」(規模30人以上)											
項目 年月	新規求人倍率 (季節調整値)		月間有効求人倍率 (季節調整値)		消費者物価指数 (総合)R2年=100		鉱工業生産指数 (季調済)R2年=100 ※年指数/前年指数		1世帯当り(勤労者世帯) 家計消費支出(円)			
	全 国	大分県	全 国	大分県	全 国	大分市	全 国	大分県	全 国		大分市	
	全 国	大分県	全 国	大分県	全 国	大分市	全 国	大分県	全 国		大分市	
令和 4年 平均	2.30	2.19	1.31	1.40	102.3	101.2	105.3	107.4	320,627		327,046	
5年 平均	2.28	2.14	1.29	1.41	105.6	104.1	103.9	111.8	318,755		331,993	
6年 平均	2.26	2.07	1.25	1.35	108.5	106.9	101.2		325,137		319,054	
令和 7年 4月	2.24	2.14	1.26	1.32	111.5	109.4	101.3	107.0	363,182		261,902	
5月	2.14	1.98	1.24	1.31	111.8	110.1	101.2	109.8	351,466		276,965	
6月	2.18	1.71	1.22	1.25	111.7	110.2	103.3	117.6	323,202		270,515	
7月	2.17	2.04	1.22	1.25	111.9	110.6	102.1	120.0	338,900		294,229	
8月	2.15	1.91	1.20	1.24	112.1	110.7	100.6	119.5	347,325		366,376	
資料出所	厚 生 労働省	大 分 労働局	厚 生 労働省	大 分 労働局	総務省統計局 「消費者物価指数」		経済産業省 「鉱工業生 産動向」	県統計調査 課 鉱工業生 産指数月報」	総務省統計局 「家計調査」			

◆◆ 労委だより ◆◆

～令和7年9月・10月の概要～

大分県労働委員会

≪「悩まず どんとこい労働相談週間」の実施状況について≫

10月は全国一斉に行われる「個別労働紛争処理制度周知月間」でした。

大分県労働委員会では、上記制度の周知を図るため、第1週（1日～7日）を、「悩まず どんとこい労働相談週間」として、平日夜間、土日を含めた集中労働相談会を実施しました。期間中は27人（労働者24人、使用者2人、その他個人事業主等1人）の方から51件の相談がありました。

相談が多く寄せられた上位三項目は、

- ・退職（退職勧奨含む）
- ・職場の人間関係（パワハラ）
- ・賃金減額でした。また、企業業種では、医療・福祉が最多でした。

≪ご相談のあった内容をいくつかご紹介します≫

退職（退職勧奨）に関するご相談

Q：上司から退職を勧められたが、会社は簡単に解雇ができるのか確認したい。

A：解雇は、「合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、権利を濫用したものとして、無効」と規定されています。よって、これに該当するような解雇は無効になります。

なお、退職する意思がないのであれば、会社から退職勧奨があっても明確に拒否する等の意思表示をしておくことが大事になります。

パワハラに関するご相談

Q：職場でのパワハラに困っています。

A：パワハラでは、証拠となるものが必要になりますので、メモや録音をしておくことが、大事になります。

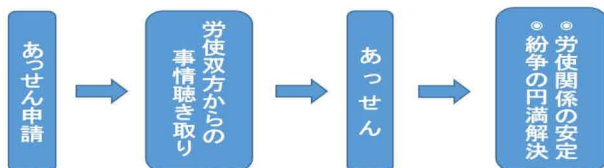
- その上で、①「会社内での解決を求める場合」は会社の苦情窓口（若しくは労働組合）へ
 ②「会社の安全配慮義務等に対する助言・指導を求める場合」は労働局へ
 ③「第三者のあっせんによる解決を求める場合」は労働委員会若しくは労働局へ
 ④「法的な責任を問うことを希望する場合」は弁護士へご相談ください。

大分県労働委員会の「あっせん制度」 公正中立・無料・秘密厳守

労働者と使用者との間でトラブルが発生した場合に、裁判のように証拠調べを行うのではなく、「あっせん員※」が公正中立の立場から労使双方の主張を聴いて、お互いの歩み寄りによる解決をお手伝いする制度です。

なお、申請は労働者、使用者どちらからも可能です。

※あっせん員・・・労使紛争の専門家である労働委員会の公益委員・労働者委員・使用者委員からそれぞれ1名ずつ指名されます。



取り扱い件数（令和7年9月～10月）

◎労働争議の調整

種別	新規 A	8月から繰越 B	終結 C	11月へ繰越 (A+B)-C
あっせん	1	0	0	1

◎個別労働関係紛争

種別	新規 A	8月から繰越 B	終結 C	11月へ繰越 (A+B)-C
あっせん	1	0	0	1

「あっせんの特徴」をご説明します。

※あっせんの詳しい内容については、大分県労働委員会事務局までお問合せください。

①申請からあっせんに至るまでの手続費用は無料です。

（平日午前9時から午後5時まで相談をお受けしています。）

②原則1日（申請日～あっせん実施日までの期間は除く）で終了するので、短期間で解決が可能です。

③希望がある場合は、相手方と顔を合わせず実施することも可能です。

④非公開で実施しますので、あっせんの情報が外部に漏れることはありません。

※労使双方のどちらかが話し合いに応じない場合など、あっせんを実施できないこともあります。

（お問合せ・ご相談先）大分県労働委員会事務局

TEL. 097-536-3650（相談ダイヤル）

097-506-5251 097-506-5241

〒870-8501 大分市大手町3-1-1

（県庁舎本館3階）

右記の二次元コードから当委員会のHPにアクセスできます。



「労働おいた」へのご意見・ご感想お待ちしております。

（製作・発行）大分県商工観光労働部雇用労働室

〒870-8501 大分市大手町3-1-1

TEL. 097-506-3353 FAX. 097-506-1756

E-mail: a14330@pref.oita.lg.jp